

り災証明書（火災）・救急搬送証明書が、 最寄りの消防署などで即日交付が可能になります

12月1日から、市消防局管内全ての消防署・出張所等でり災証明書（火災）、救急搬送証明書の即日申請・受け取りが可能となります。変更点は、下記のとおりです。

1 運用開始日時

令和5年12月1日（金）8時30分～

2 変更内容

申請・受け取り場所、時間などを以下のとおり変更します。

現 行	変更後(12/1～)
【管轄署での申請】 ・火災が発生した場所を管轄する消防署 ・救急搬送した救急隊が所属する消防署 即日交付	市消防局管内の全消防署所など （消防署、分署、消防出張所、 救急ステーション、本庁7階消防局） 即日交付
【上記管轄署を除く消防署所での申請】 ・市消防局管内の全消防署所など （消防署、分署、消防出張所、救急ステーション、 本庁7階消防局） 後日交付	
【申請受付時間】 8時30分～17時15分（土日祝含む） ・本庁7階市消防局は、市役所開庁日のみ ・災害出勤等により担当職員が不在の場合は、対応できない ことがあります。	変更なし

3 その他

詳しくは別添資料にてご確認ください。

【問い合わせ先】

岡山市消防局	予防課	日浅	直通086-234-9980	内線3772
	救急課	日下	直通086-234-9967	内線3778

り災証明(火災)・救急搬送証明の即日交付について

1 目的

り災証明書(火災)・救急搬送証明書は、管轄の消防署でしか、即日、申請、受け取りができず、管轄の消防署が遠方にある市民に、移動の負担がかかっていたことから、その負担軽減を図るもの。

2 概要

電子公印による証明書の交付が可能になり、管轄に関係なく、すべての消防署・消防出張所等で申請、受け取りができるようになります。

※管轄の消防署とは・・・火災が発生した場所を管轄する消防署
救急搬送した救急隊が所属する消防署

3 運用開始

令和5年12月1日(金)午前8時30分から

